

会 議 録

会議の名称	令和元年度第1回東村山市障害者福祉計画推進部会				
開催日時	令和元年7月9日(火)午後3時～4時30分				
開催場所	いきいきプラザ3階 マルチメディアホール				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 今井和之、郷家子、岡本やよい、根本信子、関根小雪、頓所恵子、阿刀田俊子、手賀清春、村上正人、本家和美、六川洋、寺田健治、広井勝夫、高橋千恵子</p> <p>(市) 山口健康福祉部長 地域福祉推進課：新井課長 障害支援課：小倉課長、加藤課長補佐、松井事業係長、東支援第1係長、後藤支援第2係長 春日主任 乙訓主任 まちづくり部都市計画課：梅原計画調整係長</p> <p>●欠席者：稲森直孝、鈴木秀子、中村一彦、牛木信之</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合 はその理由	/	傍聴者数	なし
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 委嘱状交付 3. 挨拶 4. 自己紹介 5. 部会長及び副部会長選出 6. 議事(報告) <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和元年度健康福祉部組織について (2) 平成30年度障害者福祉計画推進部会の開催状況について (3) 令和元年度障害支援課予算報告について 7. その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 都市計画マスタープランについて 他 8. 閉会 				
問い合わせ先	健康福祉部 障害支援課 担当者名 加藤・松井 電話番号 042-393-5111 (内線3152・3166) ファックス番号 042-395-2131				
会 議 経 過					
<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 ○委員14名の出席により過半数を超えているため会議が成立 2. 委嘱状交付 ○健康福祉部長より委員に委嘱状の交付 					

3. 挨拶

○健康福祉部長挨拶

4. 自己紹介

○委員自己紹介

○事務局自己紹介

5. 部会長及び副部会長選出

○事務局A

部会長及び副部会長は、東村山市保健福祉協議会設置規則第5条第に基づき、委員の互選により定めることになっております。委員の皆様から、互選の方法についてご意見はございますか。

○委員A

当市の計画の継続性を重視し、昨年度の部会長である今井委員と、昨年度の副部会長である郷家委員には、広い見地でこの会議を統括していただきたいと考えております。従いまして、今年度も引き続き、部会長には今井委員、副部会長には郷家委員を提案いたします。

○事務局A

委員の皆様いかがでしょうか。よろしければ拍手をお願いします。

(拍手多数により部会長に今井委員、副部会長に郷家委員が選出される)

○部会長及び副部会長より挨拶が行われる。

○事務局A

それでは、部会長副部会長が選出されましたので、これから議事進行を部会長にお願いします。

6. 議事（報告）

○部会長

議事を進める前に、傍聴者については随時これを許可したいと思いますのでよろしくをお願いします。

それでは、議題（1）について、事務局より説明をお願いします。

（1）令和元年度健康福祉部組織について

資料1に基づき事務局より説明が行われる

○部会長

ご意見ご質問がありましたらお願いします。

(発言者なし)

○部会長

ご意見ご質問がないようですので議事を進めます。

(2) 平成30年度障害者福祉計画推進部会の開催状況について
資料2に基づき事務局から説明が行われる。

○部会長

30年度の開催状況についてご説明がありました。ご質問はよろしいですか。

(発言者なし)

○部会長

ご意見ご質問がないようですので議事を進めます。

(3) 令和元年度障害支援課予算報告について
資料3に基づき事務局から説明が行われる。

○部会長

説明が終わりましたが、ご意見ご質問はございますか。

○委員B

知的障害者余暇活動運営事業費について、これは、社会福祉センターの中にあつたものの運営費ということですか。

○事務局B

知的障害者余暇活動運営事業は、センター改修後に新しく実施する事業です。当事業については、これまで障害者自立支援協議会等において、知的障害のある方が、作業所や日中活動終了後の居場所が少ないとのご意見をいただいていることから、新たに事業を実施する予定となったところです。

○委員B

福祉作業所運営事業費との違いを教えてください。

○事務局B

福祉作業所運営事業費は、主に低所得の高齢者等を対象とした社会事業授産施設である東村山市福祉作業所の事業費です。このことから、先ほどご説明した知的障害者余暇活動室運営事業費とは異なる事業費です。福祉作業所については、令和元年12月より再開予定です。

○部会長

年度の途中からの開始となるので、予算としては減となるということです。他に
ご意見等はございますか。

○委員C

この予算の、障害者の割り振りはどうなっているのか。例えば、精神・知的・身体障害者でどのような割合になっているのか。

○部会長

障害種別ごとの人数ということによろしいですか。それでは休憩します。

～休憩～

○部会長

それでは再開します。

○事務局A

障害種別ごとの人数を平成31年3月の末時点でお答えします。

身体障害者手帳所持者数4,962人、愛の手帳所持者数（知的障害）1,161人、精神障害者手帳所持者数1,786人、難病患者数1,552人、精神通院の医療費助成を受けている方が3,368名です。

なお、重複障害の方等もいることから、障害種別ごとに、事業費がどれくらい使われているかについては、分析が非常に難しいため、お答えできません。

その他、休憩中に移動費用支援手当の申請状況についてご質問をいただきましたので、お答えいたします。

これまでタクシー費の助成を受けていた方581人に通知を出し、そのうち73人から現在申請を受け、約12パーセントの申請率となっています。ガソリン費の助成を受けていた方には、685人に通知を出し、そのうち78人から現在申請を受け、申請率は、約11パーセントとなっています。合計では1,266人の方に通知を出し、151人から現在申請を受けました。

なお、今まで該当していなかった方からは、28人から新たに申請を受けています。

申請が始まったばかりで、まだ申請率は10パーセント程度ですが、11月の末までに申請した方については、8月から11月の4か月分を12月以降にお支払する予定です。

○部会長

他にご質問等がありますか。

（発言者なし）

○部会長

ご意見ご質問がないようですので議事を進めます。都市計画マスタープランについて事務局から説明をお願いします。

7. その他

（1）都市計画マスタープランについて

○事務局C

都市計画課では、「東村山市都市計画マスタープラン」の改定を予定しており、現在、その作業を進めているところです。

改めて都市計画マスタープランについて説明すると、都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく、市の都市計画に関する基本的な方針で、東村山市では、平成12年に策定をしており、計画期間である20年を迎えようとしています。

今回の改定にあたって、この間の市の取り組み、人口の推移や土地利用のされ方の推移など基礎的なデータを取りまとめたところでは、

市の代表的な取り組みとしては、東村山駅西口の再開発事業、都市計画道路3・4・27号線（通称さくら通り）の整備や、東村山駅の連続立体交差関連事業などを進めてきました。

健康福祉のまちづくりに関して、現行のマスタープランでは、「健康福祉まちづくり方針」として、保健福祉総合センター（いきいきプラザ）の建設、既存の公共施設のバリアフリー化、点字ブロックの敷設等による道路空間の改善等を挙げており、この間、福祉的観点からのまちづくりに取り組んできました。

今回、取りまとめたこれまでの取り組みなどを説明し、まちの課題やこれからの取り組みなどについて、オープンハウスを開催し、市民の方からの意見を伺う予定です。

開催期間中の、入退室は自由です。会場には職員が複数名常駐しているので、パネルなどを用いて説明をし、意見交換をさせていただきます。オープンハウスに来ることが難しい場合にもご意見を頂戴できるように、今回、資料4にありますように委員の皆様アンケート調査の協力をお願いしたいと思います。

お伺いしたい内容は、

- ・東村山市の魅力や可能性をどのように感じられていますか。
- ・おおむね20年後に、東村山市が備えておくべき魅力は何だと思われませんか。
- ・今後、東村山市が重点的に取り組むべきまちづくりについてお考えを教えてください。
- ・貴団体の活動を充実・発展、継続させていくための今後の活動意向（新たに組みたい活動や方針など）を教えてください。

以上の内容となっています。回答は、8月中を目途に都市計画課までメールまたはファックス等をお願いします。

また、必要があれば、職員がお話しを伺いながらご意見を書き留める方法も可能です。必要な場合はご連絡ください。

○部会長

都市計画マスタープランについて説明がありました。これは20年前に計画したのですが、今回は新たな手法として、オープンハウス等を取り入れるとのこと。さらにアンケート調査やヒアリングを行い、意見を取りまとめて来年計画案を作るということによろしいですか。

○事務局C

最終的に計画案を作るのは、来年度末を予定しています。今年度末にも中間報告をできればと考えています。

○部会長

ご質問等ありますか。

○委員C

市としてはバリアフリーと言っているけれども、視覚障害者にとってはバリアとなるものがある。例えば、道路の段差があればあるほど、我々にはバリアフリーとなり、段差が無ければ無いほど、バリアとなります。平らというものがバリアなんです。だから、バリアフリーは市としてどのように考えていますか。

○事務局D

都市計画マスタープランもそうですが、地域福祉計画という平成30年度からの計画にも、バリアフリーの話はたくさん出てきています。建物や道路だけでなく、情報の伝達方法のバリアフリーや、心のバリアフリーなど、様々な分野でバリアフリーの考え方を持って行きたいと考えています。今回の主な話である、建物や道路のバリアフリーは、障害の分野では特に配慮が必要となっています。当市においても、ただ単に段差を解消するのでは、視覚障害者の方が使いづらい道路になってしまうということを把握しており、職員に対しても新人研修等を通じて、障害種別によってバリアフリーの考え方が異なるということを意識付けています。どの所管に行っても、そのような考え方を持って市政に取り組んでいけるよう、努力していくので、引き続きご意見等いただきたいと思います。

○部会長

バリアフリーの意味合いが、人によって違うため、なかなか着地点が難しいところですが、そのために今後皆様からのご意見をいただきたい。せつかくなので、感想を含め、この場においても1人ずつご意見をいただけますか。

○委員D

30年近く東村山市に住んでいますが、豊かな自然の景観をこのまま残していただきたい点と、障害者にとって住みやすいまちづくりをしていただきたい。箱ものだけを整備するのではなく、市民の持っているのんびりした雰囲気・風土を大事にしながら、マスタープランを作っていただきたいです。

○委員E

具体的なイメージが1つあります。事業所の前の所沢街道についてです。障害者の通勤・通所経路になっているが、車いすの方は歩道橋が渡れないため、横断歩道のあるところまで行く。しかしながら、横断歩道までの距離が長いと、車いすの方にとってはたどり着くのが困難であり、横断歩道のないところを渡ろうとしてしまう方もいます。そのため、事故が起きないか心配しています。渋滞の問題等もあるとは思いますが、障害者にとっても安心・安全な道路になるよう、横断歩道を作るなどの対応をお願いしたいです。

○委員F

障害の種別によってバリアフリーの意味合いが違うというのは、日々感じるころでもあります。みんなにとって住みやすいまちづくりとは何かについて考えていきながら、この会議にも参加していきたいです。

○委員G

障害のある方が通所される作業所で働いていますが、萩山町の駅前の歩道橋もいつ崩落するかわからない状態で怖い思いをしている。網がかかったまま2年くらい経っているのはなぜかなと思います。精神障害者の利用者の将来的なことについても心配です。高齢化が進み、身体状況が悪化していく中で、就労に結びつかなくなってきている。通所日数も減ってきているので、引きこもりにならないようにと支援をしている状態です。元気のある若者たちが、障害を持ちながらも、障害者枠で

の企業就職等ができ、障害者にとっても住みやすいまちになるよう、計画づくりをしていきたいです。

○委員B

東村山市のまちづくりということで、先ほど保健福祉施設というワードがありましたが、建設予定があるのですか。

○事務局C

先ほど申し上げたのは、平成12年に作られた都市計画マスタープランの内容であり、いきいきプラザのことです。今現在、新たな施設の建設予定はありません。

○委員B

東村山駅の改修は、令和5年には終わると西武鉄道に聞いていますが、駅の周りのまちづくりは何年後計画になっていますか。

○事務局C

現在、令和6年度末までの事業期間で、東京都によって東村山駅付近の連続立体交差事業が施行されており、市は、付属する道路の整備を行っています。駅が上がったあとの周辺のまちづくりについては、市民の意見を取り入れながら進めていく予定です。

○部会長

他にご意見等ありますか。

○委員H

バリアフリーの意味合いは障害種別によって違うということですが、お互いに思いやるしかないと思います。福祉に携わるうえでは、そのような思いやりの気持ちが必要だと思います。

○部会長

思いやる気持ちを大切にしようという提案ですね。都市計画マスタープランについては、今後ご意見をいただいて、中身の濃いものにしていきたいと思っています。それでは、この議題については終了します。事務局からその他の事項はありますか。

○事務局D

ミライロIDプレスリリース資料に基づき説明を行う。

○委員C

そういうのが視覚障害者にとってはバリアなんです。この機械を使える人がほとんどいない。視覚障害者にとっては、機械化が進めば進むほど、社会で生きていくことが困難になってくる。そのことについても、考えていただければと思います。

○部会長

今回の提案は、手帳情報を事前にスマートフォンのアプリに入力しておき、西武バスや市のグリーンバスに乗車する際に当画面を提示することで、割引の適用ができるということで、手帳を取り出す手間が省けるため、便利な側面もありますが、

視覚障害者の方からすれば、バリアが増えたということで、そのことについても併せて考えてもらいたいということですね。

○事務局A

視覚障害者の方にとってはバリアになりうるというご意見をいただいたので、グリーンバスの所管にお伝えしておきます。

○委員B

東京都から障害者手帳をカード化するという話を聞きましたが、今回の話はそのことですか。

○事務局A

別の話になります。国から手帳のカード化について一部情報が出ていますが、手帳の発行元の東京都に確認したところ、現時点ではまだカード化について具体的な動きが無いとのことです。

今後、東京都より情報提供がありましたら、この部会においても情報提供いたします。

○事務局E

障害者総合支援法の指定難病と、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく難病医療費助成制度の対象疾病が、2疾病追加されました。追加された疾病は膠様滴状角膜ジストロフィーとハッチンソン・ギルフォード症候群です。

○部会長

本日の議題については以上で終了します。最後に事務局からお願いします。

○事務局A

次回開催は、10月中旬若しくは、下旬頃を予定しています。具体的な日時・場所等は、決まり次第、連絡いたします。

○部会長

それでは、本日の議事が全て終了いたしましたので、令和元年度第1回東村山市障害者福祉計画推進部会を終了します。